

領事出張サービスの実施（北部準州ダーウィン）

2021年3月11日（木）、北部準州ダーウィンにおいて領事出張サービスを実施しますので、ご利用ください。

対象者：北部準州に在住されている方

実施内容：

- ・新旅券の交付（事前に当館に申請手続きをされた方に交付いたします。）
- ・在外選挙人登録の申請受付
- ・在留証明の交付（事前に当館に申請手続きが必要です。）および署名証明の申請受付
- ・警察証明書の申請受付（事前に当館に申請手続きをされた方の指紋採取を行います。）
- ・戸籍の届出（事前に当館にて確認した方の書類をお預かりします。）
- ・在留届（転居届・帰国届など）の受付
- ・各種相談

日時：2021年3月11日（木）10:00～12:00（警察証明書申請）、および14:00～17:00（その他）

場所：ノボテル ダーウィン CBD ロビー

Novotel Darwin CBD Hotel 100 The Esplanade, Darwin, NT 0800

◎新旅券の交付：領事出張サービス会場にて新旅券を受け取るまでの流れ

1 旅券申請書の入手

旅券発給申請書は、以下の当館ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_passport_application_bypost.html

なお、郵送による申請書の取り寄せを希望される方は、以下2点を当館に郵送してください。当館から申請書を送付いたします。

- （1）返信用封筒（A4サイズの書類の入る封筒に必要な切手を貼り、ご自分の住所、氏名を記載したもの）
- （2）以下について明記したメモ
 - ・ご希望の申請書と必要枚数（10年用、または5年用。申請時点で20歳未満の方は5年用のみ）
 - ・旅券申請人の氏名（現旅券に表示されている氏名（括弧書きの別名併記を含む）

- ・初めて旅券を申請される乳幼児の方は、戸籍上の氏名とそのローマ字綴り
- ・旅券申請人の生年月日
- ・電話番号（日中に当館から連絡させていただく場合がございます。）

(3) 申請書類請求先

Consulate-General of Japan
GPO Box 4125, Sydney, NSW 2001

2 電子メールにて書類送付

- (1) 旅券申請書の表面及び裏面（所定の位置に旅券用顔写真を貼ったもの）
- (2) 戸籍謄本（抄本）（6か月以内に発行されたもの）
初めて旅券を申請する、旅券の有効期限が切れている、本籍地・氏名に変更がある場合に限り必要です。
- (3) 現在所持する旅券の顔写真のあるページ及び出入国印のあるすべてのページ
- (4) 有効な豪州査証
- (5) 外国式綴りの氏名の方は、綴りが確認できる公的機関発行の書類の写し（出生・婚姻証明書、外国旅券等）
- (6) 郵送申請同意書（以下当館ホームページよりダウンロードしてください。）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_passport_application_bypost.html

* 当館送付先：E-mail：cgryoji@sy.mofa.go.jp

3 旅券申請書（原本）の郵送

上記2で送っていただいた内容を当館で確認後、旅券申請書、戸籍謄（抄）本（初めて旅券を申請する、旅券の有効期限が切れている、本籍地・氏名に変更がある場合に限る。）、及び郵送申請同意書のそれぞれ原本を当館まで郵送してください。

なお、本領事出張サービスにおいて新旅券を受け取るための申請書類等の郵送締切日（当館到着日）は次の日付となります。

2021年2月26日（金）当館必着

4 領事出張サービス会場での新旅券の受け取り

事前に予約が必要となります。当日は、新生児の方も含め旅券名義人ご本人に会場に来ていただく必要があります。

【当日持参していただくもの】

- (1) 現在所持する日本国旅券（今回が初めての日本国旅券申請の方は、他国の旅券、または出生証明書）
- (2) 旅券発給手数料：現金にてお支払ください。

10 年用 A\$208.00 5 年用 A\$143.00 (12 歳未満の方は A\$78.00)

◎在外選挙人登録申請の受付

1 登録資格

- (1) 満 18 歳以上の日本国民であること
- (2) 当館管轄区域（ニューサウスウェールズ州または北部準州）に 3 か月以上居住されていること
- (3) 日本国内で住民登録されていないこと
- (4) 在外選挙人名簿に未登録であること

2 在外選挙人名簿登録申請書

当日、会場に準備いたしますが、以下の外務省ウェブサイトから「在外選挙人名簿登録申請書」をダウンロードし、ご記入いただいたものを持参いただくこともできます。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

3 当日持参いただく書類

- (1) 有効な日本国旅券
- (2) ニューサウスウェールズ州または北部準州に 3 か月以上居住していることが確認できる書類
(例：住宅賃貸契約書、銀行のステートメント、公共料金の請求書など)
なお、3 か月以上前に在留届を当館に提出されている場合は上記 (2) の書類は不要です。
- (3) 当日、申請書を会場で記入される場合は、本籍地、日本国内での最終住所地（最後に住民登録をしていた住所）、住民票の転出年月を正確に記載できるようご準備ください（本籍地や最終住所地を確認するための疎明資料を提示する必要はありません）。
- (4) 在留届に記載されている日本国籍の同居家族の方が代理で申請される場合は、代理申請人の有効な日本国旅券及び代理人に依頼した申請人による申出書（申請者の署名が必要です。）

以下の外務省ウェブサイトから「申出書」をダウンロードしてください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

◎在留証明の交付及び署名証明の申請：領事出張サービス会場にて申請、証明書を受け取るまでの流れ

1 事前連絡

以下について電子メールまたは電話により当館までご連絡ください。当館から申請にあたっての説明事項を案内いたします。

在留証明書願、及び署名証明書申請書等は、以下の当館ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_shomei_kanren.html

- (1) 申請者氏名
- (2) 申請者生年月日
- (3) 申請予定の証明書の種類、形式及び必要枚数

例：在留証明 形式1を2通、署名証明 形式1を1通 ※形式の詳細についてはお問い合わせの際にご確認ください。

- (4) 電話番号（日中に当館から連絡させていただく場合がございます。）
- (5) 在留届提出の有無

* 当館連絡先： E-mail: cgryoji@sy.mofa.go.jp Tel: 02-9250-1000

2 申請書類の送付

申請書に必要事項を記入し、当館まで電子メールにて必要書類とともに送付し、内容の審査・確認を受けてください。

本領事出張サービスにおいて証明書を申請、または受け取るための申請締切日（当館到着日）は次の日付となります。

2021年2月26日（金）当館必着

3 領事出張サービス会場での署名証明の申請及び在留証明の受け取り

事前に予約が必要となります。原則、申請者ご本人に会場へ来ていただく必要があります。

【当日持参していただくもの】

- (1) 現在所持する日本国旅券
- (2) 現住所を確認できる書類（運転免許証等）
- (3) 在留証明発行手数料：現金にてお支払ください。

在留証明 A\$16.00

* なお、本領事出張サービスで申請いただいた署名証明の交付は当館領事窓口となります。ご本人もしくは代理人の方のご来館が必要となります。代理交付を希望される方で代理人がいらっしゃらない方は当館までご相談ください。

〈証明書の種類〉

ア 在留証明：以下の2種類があります。

形式1：一個人の現住所のみを証明

形式2：現住所に加え、豪州当館管轄区域内で過去に居住していた住所とその時期、又は同居家族の氏名が記載されている証明

イ 署名証明：以下の2種類があります。

形式1（貼付形式）：委任状、契約書、遺産分割協議書など署名が必要となる書類を会場へ持参していただき、当館領事の面前で申請人ご本人に署名捺印していただきます。

形式2（単独形式）：当館所定の書式に申請人に署名捺印していただきます。

◎警察証明書申請

1 事前連絡

以下の書類を当館まで電子メールにてお送りください。

(1) 警察証明書発給申請書（下記当館ホームページよりダウンロードしてください。）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_police_certificate.html

(2) 有効な旅券顔写真ページ（追記・訂正があればそのページも）

(3) 証明書の必要性を確認する書類：官公署など要求機関が発布した証明書提出を要求する文書

(4) 証明書送付用返信用封筒：トラッキングのできる Express、または Registered の封筒をご購入いただき、予めお名前・ご住所をご記入ください。

* 当館送付先：E-mail：cgryoji@sy.mofa.go.jp

2 領事出張サービス会場での指紋採取

事前に予約が必要となります。当日はご本人確認、及び指紋採取がございますので、ご本人に旅券持参の上来場いただきます。警察証明書の入手には2~3ヶ月お時間を要しますので、証明書が当館に到着次第、ご用意いただく返信用封筒で証明書をお送りいたします。

◎戸籍の届出

当館ホームページにて必要書類を確認いただき、記入済の届出書および必要書類一式を電子メール添付にてお送り下さい。戸籍担当が内容を確認後、連絡致します。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_koseki_kanren.html

* 当館送付先：E-mail：cgryoji@sy.mofa.go.jp

TEL: 02-9250-1000

CONSULATE-GENERAL OF JAPAN
LEVEL 12, 1 O'CONNELL STREET, SYDNEY NSW 2000

G.P.O. Box 4125
SYDNEY 2001

本領事出張に関するご質問等は、在シドニー日本国総領事館領事班までお問い合わせください。

Consulate-General of Japan, Sydney
Level 12, 1 O'Connell Street, Sydney, NSW 2000, Australia
(GPO Box 4125 Sydney NSW 2001 Australia)
Tel: 02-9250-1000
Email: cgryoji@sy.mofa.go.jp TEL : 02-9250-1000